

発議第 2 号

松阪市議会会議規則の一部改正について

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 24 日 提出

松阪市議会議員	大 平	勇
	松 岡	恒 雄
	中 村	誠
	米 倉	芳 周
	深 田	龍 脩
	堀 端	恒 幸
	海 住	清 晴
	中 島	倫 生
	久 松	

松阪市議会会議規則の一部を改正する規則

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 89 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文（点字を含む。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。